

# 北海道農業・農村振興条例と これからの北海道農業

北海道農政部 農政課

課長 麻田信二

## 一、はじめに

北海道の農業は府県に比べ広がりのある農地で專業的農家を主体に営なまれ、経営規模の拡大や専門化も進んできた。農地や扱い手の状況をみると、北海道はわが国の中では農業発展の多くの可能性を持つた地域であると思つ。

しかし、ガット農業合意がなされWTO体制が発足し、今後ともあらゆる分野においてボーダレス化が進む中で、北海道農業が生き残れるのだろうかという思いは農業者に共通した将来不安として広がつてゐる。農産物が国際的な価格競争になる時、その土俵で北海道の農産物が戦えるのか。これまで進めてきた経営規模の拡大などによる生産性の向上によつて、輸入農産物に対抗できる価格で生産できるようになれるのかと考へる

農業基本法の制定に携わった小倉武一さんが「農業と経済」(九七年八月号)での梶井さんとの対談

## 二、条例制定の意義等

の中で、「出来たあと一、二年で駄目になつてしまつた」と述べている。北海道の今回の条例も制定し

と、これまでの延長線だけの取り組みのままで、じり貧になることは確かである。新しい視点から農業の振興を考えなければならぬ時代に入したのである。

こうした北海道の基幹産業である農業をなんとかしなければといふ状況の中で、平成七年の統一地方選挙で堀候補(現知事)の選挙公約に「農業者支援条例」が盛り込まれ、農業関係者に大きな関心を呼びこことになった。その後の二年間にわたる道厅農政部を中心とした検討と道議会における活発な論議を経て、本年四月に、北海道農業・農村振興条例として制定された。この種の条例としては都道府県では初めてのものになったのである。



麻田 信二（あさだ しんじ）さん

昭和22年 北海道網走市に生まれる  
昭和45年 北海道大学農学部農芸化学科卒業  
昭和59年 北海道庁 農務部農業対策室主査  
平成2年 // 農政部農業改良課長補佐  
平成3年 // 農政部農政課長補佐  
平成5年 // 農業企画室参事  
平成7年 // 鮎農畜産課長  
平成9年 // 農政課長

た効果を発揮させるには、田まぐるしく変化する時代に的確に対応し、いかに新しい視点を取り入れた北海道農政が展開されるかとい

## 〔一〕条例の特色

この条例の目的は、「農業・農村の振興に関する施策の基本となる事項を定め、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」により、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与する(第一条)とあり、農業の重要性を単に宣言したものではなく、施策をどう実施していくかを示すものとなっているのが、条例の一つの特色である。

また、この条例のもう一つの大きな特色として「農業・農村を支える基盤の形成」を掲げていることである。「北海道農業・農村ふれあい促進基金」を設け、道民の幅広い農業・農村に対するコンセンサスを得るための事業を安定的・計画的に実施できるようにしてい

る。

このように、条例では、施策の内容を具体的に明らかにする必要があることから、農業・農村の振興に関する基本的な施策として、農業・農村を支える基盤の形成と①収益性の高い地域農業の確立、②多様でゆとりのある農業経営の促進、③農業の扱い手の育成及び確保並びに経営能力の向上、④環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進、⑤豊かさと活力のある農村の構築の六つの柱を掲げ、五年程度の推進計画を策定することにしている。このことによつて、生産者をはじめ市町村、農業団体などに判りやすいものにしているのである。

## 〔二〕条例制定の意義

条例が農業者の将来不安を少し

でも解消できるのであれば、それ

う」とあると思う。この条例の効果を発揮していくためにもその特色や意義についてあらためて考えてみたい。

だけで意義は十分であると考えて

いるが、私はこの条例制定にはほ

かに二つ大きな意義を感じて

いる。一つは道民総意で農業・農村を

発展させようという意思が示され

たことである。北海道においては、民

石炭、造船、鉄鋼、北洋漁業など

が衰退していることから、道厅を

はじめ多くの市町村が、企業誘致

と付加価値の高い産業構造への転

換に一所懸命であるが、その成果

はなかなか見えてこない状況にあ

る。国際化が進む中で北海道の経

済が発展していくためには、北海

道が持つている資源をいかに上手

に使うか、その特色をいかに引き

出すかである。条例前文に「北海

道の農業・農村を貴重な財産とし

て育み、将来に引き継いでいく」

とあり、施策の中に「ふれあい促

進基金」を安定財源とした農業に

対する道民の恩センサスづくりが

しつかりと位置づけられている。

この条例が北海道議会の全会一致

で成立したが、道民の総意で農業・

農村を守り育てていく」という姿

勢が示されたことは特筆すべきものである。

もう一つは北海道が都道府県の

中でこの種の条例を初めて制定し

たことである。北海道は本格的な

開拓が開始されて百三十年になる

が、歴史が浅いこともあって、民

間の力が弱く中央依存体質の強い

地域である。これまでの北海道で

あれば、現在農業基本法に代わる

新しい基本法の検討が行われてい

るのであるから、国の検討を待つ

てからということになり、他県で

も取り組んでいないものは様子を

見てからとなつたと思う。それだ

けに都道府県ではじめてといつ今

回の条例制定は意義深いものがあ

る。

このことは、北海道全体の危機感が土台にあつて実現したものであ

ると考へることができるが、この

条例制定は北海道が国際社会の

中でそれなりの地位を確保するに

必要な自立意識が北海道に芽生え、

北海道経済の基盤である農業に対

し道民の支援が集まり、北海道の

新しい時代を切り拓く一步になる

かも知れないと考へると、条例制

定の意義は大きいのである。

### 三 北海道農業の問題点

この種のものは、得てして農業に対する保護や補助を単に増長す

る結果になつてしまふ危険性が常

にある。この条例に則して北海道

の農業・農村を発展させていくた

めには、これまでの農政を振り返

りつつ北海道農業の弱点をしつか

#### (一) 見方によつては脆弱な

##### 專業・単作農業

北海道農業はかつてたび重なる

冷害に見回わたが、酪農や肉用牛の振興により安定化してきた。

その一方で、有畜複合經營が減少

し作目が単純化される中で規模の

拡大が一貫して進められてきた。

そのことにより、労働過重問題が

生じ、畑作では連作障害や地力の

減耗によりその持続性が懸念され

る事態になつてゐる。特に、家族

会が少ないことから、規模拡大を

進める農政は、農業者に規模を拡大して農業を続けるか離農するかの選択を課すことになる。それで

は、農家の離村により、商店など

もなり立たなくなり、農村人口は

り見つめ直すとともに、農業者や

関係者の取り組みを基本に、国や

道が支援していく体制を確立して

いくという視点に立つて、これか

らの北海道農業を考えていかな

ければならないと思つ。

どんどん減少する。価格での国際競争力を考慮した場合、規模拡大路線には終点がないことから、農村の過疎化に歯止めが効かなく町は消滅してしまうことになる。

規模拡大が進んできた北海道農

北海道の農業粗生産額は約一兆一千億円であるが、平年ベースでみると、米が一割、畑作が二割強、生乳が一割強となっており、これらで約七割である。米は自主流通米への取り組みが遅く政府に依存する割合が高い。小麦、てんぶん、原料用ばれいしょ、ピート、大豆、生乳も価格支持がなければ成り立たない。このほか肉用牛もホルスタインの雄牛が主体であるから助成制度がなければ成り立たない。それだけ政府に依存する割合が高く、系統による取扱いも大きい。

このため、生産者は消費者が望んでいるのか関係なしに生産し、政府を相手に価格引上げと助金政策の充実を求め、百パーセント要求が実現することはないのであるから、常に農業者の中に不

業は基本法農政に沿つたものであつたのはあるが、農産物の輸入自由化時代を迎えて、大規模専業の単作農業は実は脆弱な農業の側面も持っているのである。

## (二) 消費者にあまり耳を向けていない農業

平不満が残る結果となる。

また、北海道農業は大消費地に目が向いていることである。集出荷施設で選別し大消費地に持つていくというのが北海道農業の標準的なパターンとなつており、このことを農政も強力に推進してきた。地元をすっかり忘れてしまったことに、例え、北海道米の道内食率は三十パーセント台まで低下し、野菜や牛乳、肉にしても、大規模小売店チーチーンの系列に市場からのお下がりが、農業が主体の町や村にも流通している。町や村に生活する人たちは地元の農業とすっかり切り離されてしまつて、農業に対する意識が薄くなつてゐるのである。農村のスーパーに、海外からの安い農産物が並んでいることに何等抵抗感がなくなりつてゐる。地元の商店を維持するため

にも、また観光地である北海道の飲食店の魅力を増すためにも、産地消費にもつと目が向かなければ

## (三) 創意工夫が少ない農業

北海道の販売農家戸数は、昭和六〇年には約一〇万戸、現在は約七万戸、新規就農者が年間五〇〇戸程度であるから一〇年後には五万戸を切るかもしれない。農業従事者も六〇年には約二五万人であるが、現在一六万人、一〇年後には一〇万人を下回るかもしれないという危機的な状況にある。農家の子弟が農業を継がらなく、農業外からの参入も垣根が高く、せいぜい年間数十戸である。若者にとって農業に魅力がないということなのである。うが、それでは魅力がある農業はどういうものなのだろうかと考へさせられてしまう。

九月の北海道新聞の投書欄に三四才の稻作地帯の農業者が「規模拡大を図り、経営の安定を目指すこと」を目標に農地を買い農機具も更新してきたが、ここ数年で考えが変わつた。投資は自分の首を締めるだけだから、自分の持つてい

らない。大消費地にのみ目が向いている北海道農業は、輸入農産物に対抗する力は弱いのである。する財産を有効に活用し農業所得を伸ばして行くべきで、苦しいとか

農家戸数と就業構造

区 分	60年	2年	7年	8年
農 家 戸 数 (戸)	109,315	95,437	80,987	79,310
うち 販 売 農 家 (%)	100,123	86,704	73,588	71,960
販 売 農 家 に 占 め る 専 業 農 家 率 (%)	46.2	42.5	45.5	47.9
耕 地 面 積 (ha)	1,185	1,209	1,201	1,199
1 戸 当たりの耕地面積 (ha)	10.8	12.7	14.8	15.1
農 家 人 口 (人)	472,180	404,870	333,659	-
うち 販 売 農 家 人 口 (人)	-	376,565	311,711	297,670
農 業 就 業 人 口 (人)	246,996	215,992	179,607	-
うち 販 売 農 家 人 口 (人)	-	208,965	173,534	164,690
うち 65歳以上 の 占 め る割 合 (%)	18.4	20.8	25.2	26.9

資料：農林水産省「農業センサス」「農業構造動態調査」「耕地面積調査」

大変だと力腕を組んでいないで、個性を發揮し知恵を絞り行動を起こすことだ」というようなことを述べていた。

これまでの農政は、基盤整備事業、農業補助金、普及事業などを通じて、あまりにも上からの指示が強すぎたのではないか。例えば農業技術一つみても、新しい品種、新しい農薬や農機具など農業技術というものが画一的なものとなり、流通販売面でも生産者の方へ

かかわりが少ない。本来地域の条件に合った合理的な農業は、そこで農業を営む人たちの経験や創意工夫から作られるものであり、そこに農業の面白さや魅力があるのではないか。このことは有機農業を実践している農業者の生き生きとした姿をみると、農業的魅力は何なのかが理解できるよう気がするのは私だけではないと思うのである。

## 四 これから北海道農業

北海道農業の弱点を克服し魅力のある農業づくりへの道筋が見えこなれば、北海道の発展は難しい状況にある。そのためには、

この条例を制定した北海道の工字ルギーを忘れることがなく、道民が直接間接に農業・農村にかかわりを持ち、農業・農村の発展が北海道の発展を促し、道民が本当の豊かさを実感できる社会を築くことができるということの理解が広まることが重要である。道民の農業・農村に対するコンセンサスの形

成に向けた取組みを通じて、北海道や農業者のなかに、中央依存から解放され、自立・自助、独立・自尊の精神が育つて欲しいのである。

このことが、農業・農村を支える基盤となるものであり、この上に立つて、条例に掲げられた農業・農村の振興に関する基本的施策である①収益性の高い地域農業の確立、②多様でゆとりのある農業経営の促進、③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上、④環境と調和した持続的発展が可

能な農業の促進、⑤豊かさと活力のある農村の構築という五つの柱に沿って施策を進めていかなければならぬのであるが、私なりに

### （一）収益性の高い地域農業の確立

地域の持っている資源、個々の農業者が持っている財産を最大限に利用する」とあり、規模の拡大や新たな投資を行う前に内部充実を図ることである。個々の農業者が単一作目での経営規模の拡大にのみ目を向けるのではなく、地域ぐるみで新たな収益性の高い作物の導入や家畜ふん尿など有機物資源を効果的に活用した生産力の

また、生産から加工・販売、消費者に届くまでの間に、できるだけ生産者がかかわりを持ち、生産物の高付加価値化を図ることである。

### （二）多様でゆとりある

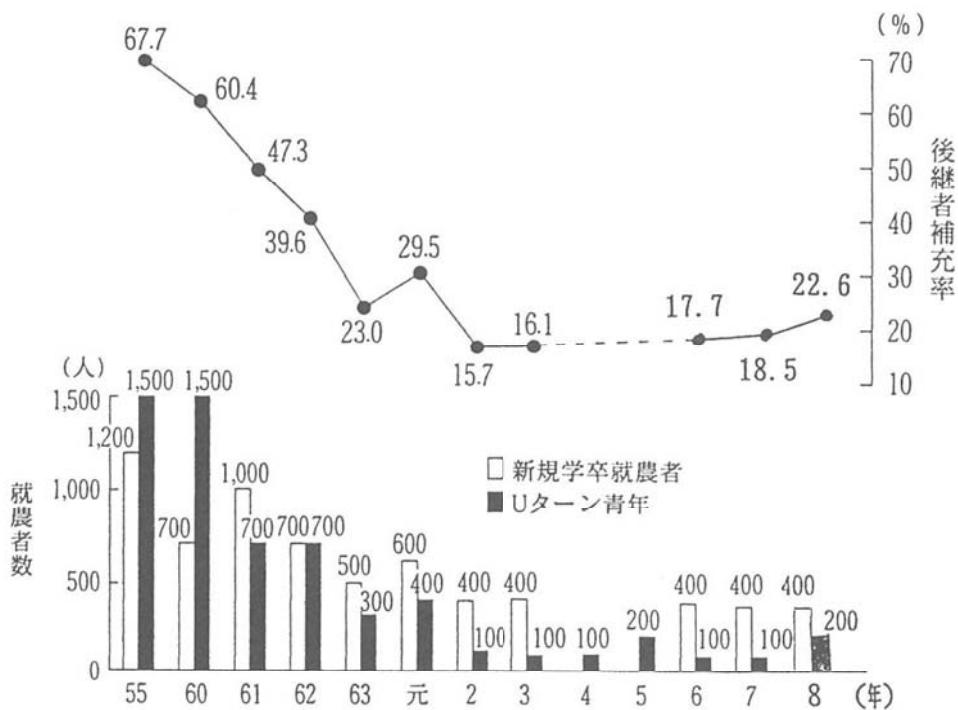
#### 農業経営の促進

家族経営においては、現在の労働力や経営規模、資金力などを総合的に判断し、画一的ではない百人百様の農業経営をめざす必要がある。生活優先にこころがけ「生活」と「生産活動」を分離し、合理的な経営管理と休日の確保を図占めているのであるからその労働

五つの柱ことに特に留意しなければと思つてゐる」といひて触れてみたい。



図11 農業後継者の就労数と後継者補充率の推移



資料：農林水産省「農業就業動向調査」、「農業動態調査」、「農業構造動態調査」及び「農林漁業現地情報（特定情報）収集結果」

注：1) 3年新規学卒就農者は「農業動態調査」及び「農林漁業現地情報（特定情報）収集結果」による推計値

2) 4～5年の新規学卒就農者は未発表（農水省）

3) 6年新規学卒就農者及びUターン青年就農者数は、道農政部調べ

4) Uターン青年は、他産業からの離職就農者「農業が主」のうち34才以下男女（5年については、34才以下の男）

5) 後継者補充率は、道農政部試算（世代交替を30年一世代として試算）

を適正に評価するとともに、経営参加を実現することに留意し、後継者も含めた家族全員がそれぞれの生き方に応じたゆとりの持つた生活を楽しむことができる経営をめざす必要がある。

一方これからは法人経営を育成していくことも重要である。法人経営は、そこに働く人たちの得意分野を生かすことができるとともに、休日の設定や雇用保険など家

族経営では得られない労働環境を整えることができるほか、農業を志す若い人達の受け入れ窓口ともなれるからである。

もつとも収入の多さが必ずしも

「立派な経営ではないのであるから、立派な経営ではないのであるから、入るを計つて出るを制す」に従い、農業者がそれぞれの個性にあつた多種多様な経営をめざすこと

が大切である。

### (三) 農業の担い手の育成と確保

新規就農者を確保するためには、魅力のある労働環境を作ることが重要である。労働時間に見合った一定水準の所得が得られることが、休日の取得・作業の安全性の確保はもちろんであるが、個々人の自己実現がなければその農業には魅力がない。それそのための農業者が何年かけていろいろな人達の協力を得ながら少しずつ夢が形になっていくことは、楽しいはずだ。家族農業には創意工夫が生かされ、

楽しさや喜びを感じられなければならぬのである。それをお仕寄せがましく、やれ規模を拡大すれば、コストは下げるなどと指図してはいけない。農政は一步下がつて個々の農業者の取り組みを見守りながら支援していく姿勢が大切なのはなからうか。小を積んで大を為すというが、農業とはそういうものであることを関係者は今一度自覚する必要があると思つ。

### (四) 環境と調和した農業の促進

環境の維持と食の安全の問題は

今後益々重要性を増していくもの

と思われ、世界の潮流も加工品も

含め有機農産物へ向かっている。

北海道はクリーン農業の推進を図

つていて、地域の有機物資源を活用し、土づくりに一層の力を注

ぎながら農薬や化学肥料ができる

### (五) 豊かさと活力のある農村の構築

農村の高齢化への対応とともに、農村人口を維持するためには、農村における雇用の拡大を図る必要がある。産直、ファーマーズストア、ファーマーイン、コンベクト、ヘルパーなど、農業者が自己の経営の合理化を進める中で、これらへの取り組みの拡大を図る必要がある。同時に、農家が農業のほかに収入を得る兼業ではなく、

### 五 おわりに

北海道農業の健全な発展と豊かで住みよい農村づくりに向けて条例の理念なり趣旨が十分に生かされることが必要であるが、中でも道民が農業にできるだけ多くかかわり、農業の持つ教育力や農村空間の人間的豊かさを実感できるよ

うにすることが重要に思う。そのことを通じて、中央に強く依存してきた北海道に自主自立の精神が高まり、農業・農村を舞台に「共生」をキーワードとした新たな行動が生まれてくるならばと期待しているところである。

だけ減らすという努力を生産者は行わなければならないし、それに向けて、農業試験場や農業改良普及センターでの思い切った支援が必要である。